

菜の花だより

【発行】東海みなみ日本共産党後援会(部内資料)

2011年11月 東海村村松2401-2

TEL/FAX 029-284-0761 大名美恵子気付

大地震・大津波・原発震災から

安全・福祉・防災のまちづくりで、住み続けられる東海村に



大名美恵子議員

その後、いかがお過ごしでしょうか。

震災から7ヶ月余が過ぎました。まだまだ、道路のあちこちで凹凸が激しくなっています。屋根や塀の修繕ができない、お墓も直せない、家の中の修理が終わらないなど、東日本大震災がどんなに大きな被害をもたらしたか、改めて痛感させられます。

また、いまだに自宅に戻れない方々がいらっしゃることに胸が痛みます。しかし、こうした被害から住民を救う国や県、村の制度が何と少ないことでしょうか。怒りがわいてきます。

かつてない被害だからこそ、かつてない支援を

私は9月議会で、「宅地に重大な被害を受けていまだ避難生活をしられている方々への支援として、村独自に宅地被害に対する支援を検討すべき」と、一般質問で取り上げました。「支援、救援の対象は、全村民であること、そして被災をされた方々が何を望み、何を願い、どういう方法で自分たちの生活再建を考えておられるのか、ここにしっかり寄り添った支援が重要。かつてない被災だからこそ、かつてない支援を行うべき」と強調しましたが、村の答弁は、「考えていない」という冷たい姿勢でした。

また、住宅の一部損壊の方々への支援も、日立市や常陸太田市などを参考に行うべきと求めています。村は、同じように「考えていない」と言っています。深刻な被災から復旧していくために行政にとって大切な視点は、“住民とともに、”ではないでしょうか。住民の願いに背を向ける姿勢は改めさせなければなりません。

私は、引き続きこの視点で、関係機関等にも働きかけながら全力でとりくんでまいります。ご支援をどうぞ宜しくお願いいたします。

放射能汚染が心配!

放射線測定器あります、測りたいとお思いの方ご連絡ください、お伺いします



【大名美恵子議員】

放射線汚染を心配する声が寄せられています。放射線測定器（国産、ホリバ製、γ線検知）を購入しました。測定を希望される方、お伺いしますのでぜひ声をかけてください。

と一緒に測りましょう。

東海産廃訴訟 — 原告代表 菊池一二氏
8/25、工事差し止めを求める本訴を提起
……10月12日仮処分不当決定が出される

川根、須和間地区の皆さんを中心に、2007(平成19)年12月に焼却炉設置許可の取消しを求める裁判、2008(平成20)年3月に業者の建設工事差し止めを求める仮処分申し立てが行なわれてから、3年半が過ぎました。

裁判はそれぞれ18回行われ、7月11日の仮処分(18回目)期日では、4月から新しくなった裁判長が、「今回で結審とする」ことを告げ、「決定は9月にだす」と述べました。

原告団はこうした状況から、仮処分の決定が勝っても負けても、工事の差し止めを求める本訴(本案訴訟)を提起する」ことを確認し、決定が出る前の8月25日、65名の原告団で水戸地裁に提起しました。

25日夜の本訴提起報告集会に、

村長と議長から支援メッセージが届く

午後6時から中丸コミセンで、提訴報告集会が行なわれましたが、村長と議長から、「この裁判を支援します」との内容のメッセージが届けられました。いよいよ村が一丸となったのたたかいになりそうです。

↓ 訴状提出前のアピール行動から(8月25日午後、旧県庁入り口)



仮処分に不当決定

10月12日、裁判所は仮処分について、住民の言い分をまったく聞き入れない不当な決定を出しました。業者の申請書の問題点を専門家も指摘しているのに、裁判所は業者の言い分を丸呑みで、独自の判断を示していません。住民側は、即時抗告をおこなうことを決めました。

罹災証明発行数（10月14日現在）

申請数	4436件	（支援は、すべての被災者へが基本です）			
証明発行数	4104件				
内訳	住家	全壊	25	大規模半壊	35
		半壊	116	一部損壊	3399
		合計			3575
	非住家	全壊	44	大規模半壊	10
		半壊	43	一部損壊	432
		合計			529



一部損壊は、住家・非住家合わせて3831件のにぼり、証明発行数の93.3%を占めています。修繕費用を支援する村独自の助成事業が求められています。日本共産党は引き続き実施を求めます。

お待ちしております

お気軽にお出かけください

大名美恵子村議

村政報告会のご案内

*11月13日（日）

*午後1時30分～3時30分

*押延自治集会所



終戦66周年、街頭から訴えました



終戦66年は、震災と原発事故の中で迎えました。大名美恵子議員は、村内8ヶ所で震災と原発事故から暮らしを取り戻す問題や、これらを通して平和の尊さ、日本のあり方を見つめなおす機会となっていることなど訴えました（8/16駅東口にて）。

地域防災計画の早急な見直しを

*今回の大震災では、本村の地域防災計画の不備が明らかになりました。

特に、寝たきりや一人では歩行が困難な高齢者、障害をもっておられる方々など要援護者への対応は早急に明確にすべきです。福祉避難所の必要性も明らかです。

また、避難所のあり方や、非常食、停電、断水対策も急がれる課題で、具体的提案が重要です。



東日本大震災と障害者権利条約、真の制度改革を実現させるために

国会で、「障害者基本法改正案」が、様々な問題を含みつつ成立しました。

東日本大震災の被災地では、原発事故も加わり多くの障害のある人々や家族、関係者が犠牲になり、二重三重の労苦を強いられています。「精神科病院で患者が遺体で発見された」「避難所は、バリアフリーでないため車いすでは入れない」「被災地では、精神障害者が孤立している」「知的障害者が避難所で不安定になり、退所せざるをえなくなっている」などの深刻な実態になっています。

津波から逃げるために車椅子を押してもらったら、一割負担を払うのですか？

この問いに、国はどう答えるのでしょうか。大震災から7カ月余、障害者権利条約が各国に要請している「障害者の保護と安全確保のための必要な措置」は、どの程度とられたでしょうか。30日に、障がい者制度改革推進会議の総合福祉部会から了承された「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を、この内容と水準で、「障害者自立支援法」に替わる「障害者総合福祉法」として厚労省に法文化を求めて行かなければなりません。

総合福祉部会では、意見の違いなどの紆余曲折はありましたが、当事者や日本の障害者団体が統一してつくり上げた「障害者総合福祉法」の骨格提言です。

「障害者自立支援法」の制度をつくる時には、制度に対する障害者団体の考え方が分かれ、厚労省によって障害者団体が分裂させられ統一した運動とはなりません。

しかし、今回は、その教訓にたつて統一した運動と力で厚労省に迫り、「障害者総合福祉法」の骨格提言で示された障害のある人たちが願う制度の実現を、厚労省に本気でつくらせなければなりません。

一貫して「障害者自立支援法」廃止を主張し、訴訟にも取り組んできた私たちの運動が、「障害者自立支援法」に替わる「障害者総合福祉法」の実現に向けて、まさに正念場にさしかかるひとつの大きな時期になっています。被災地に思いを寄せ、真の制度改革を実現させて行かなければなりません。そのためには、運動です。運動は裏切りません。（Y.I 記）

液状化、盛土造成地の崩落など甚大な宅地被害に支援を

10月12日国土交通省

南台団地被害者の会代表が国交省に要請



左から、南台飛田さん、南台武井さん、大名塩川てつや衆院議員、大内久美子県議（10月12日、衆議院第2議員会館にて）

宅地への支援が全くない現状で、復旧には大変な費用と労力、心労が伴うことから国への支援を求めました。国交省は、東海村に問い合わせて南台団地の状況を把握した上で回答し、「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業を紹介します」と、適用させてはどうかと述べました。また、これまでに柏崎市の山本団地のみの適用しかないこの事業は、村のとりくむ意思が大変重要になっていると述べていました。住民負担を伴うのかどうかも国は決めてはいない、県、村、住民の協議の中で具体化することができるとの事でした。

私は、「事業をどう該当させたらよいか、東海村に十分な指導をお願いしたい」と述べました。

また、武井さん、飛田さんからは、被害の惨状を撮った写真が示され、「積極的な公的支援をお願いしたい。被害住民は高齢者も多く自力で補修ができない。実体を調査してほしい」と涙ながらの訴えがおこなわれました。国土交通省の担当者は、第3次補正予算で市町村が国の制度をより利用しやすいように努力したい」と答えました。